

Biz-Coya 会員利用規約

第1条（総則）

1. Biz-Coya 会員利用規約（以下「本規約」という）は、サンクスループ株式会社（以下「当社」という）および当社が指定する運営委託会社（以下、当社および当該運営委託会社を総称して「運営管理者」といいます。）が運営する Biz-Coya（以下「本施設」という）の会員の利用について定めるものです。会員は本規約を遵守の上で本施設を、執務スペースや会員相互の交流の場などとして利用するものとします。

第2条（会員）

1. 本規約において「会員」とは、本規約に同意の上、本規約に定める所定の手続きを行い、本施設を利用する個人または法人をいいます。
2. 会員は、本規約を予め十分理解し、これらを遵守するとともに、運営管理者の指示の下で本施設を利用することに同意するものとします。
3. 会員は本施設、本施設内の設備、機器、資材、付帯設備、並びに運営管理者が提供するサービスを利用することができます。

第3条（入会資格）

1. 本施設の入会資格は、次の各号の項目を全て満たすこととします。
 - (1) 個人又は法人で、本規約に同意し遵守する方。なお、18歳未満の方が会員となるには法定代理人の同意及び同意書が必要となる場合があります。
 - (2) 本規約第21条第1項に規定する暴力団員等及び同項各号の事由に該当せず、かつ将来にわたってこれに該当しない方。
 - (3) 過去に会員を除名処分（除名処分に該当する行為を行い、その後退会した方を含みます）となったことがない方。
 - (4) その他、運営管理者が入会を相応しいと判断した方。

第5条（入会手続き）

1. 本施設の入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、運営管理者が定める入会申込書に必要事項を記入の上、運営管理者の提示する料金プランを選択のうえ、運営管理者に対し入会申込書を提出するものとします。
2. 運営管理者は、前項に基づく申込に対し所定の審査を行う場合があります。なお、運営管理者は、その自由な裁量により入会申込を承認し、又は承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとします。
3. 運営管理者が入会申込を承認した入会希望者を会員とします。
4. 運営管理者は、入会希望者及び会員に対し、当社が必要と判断する資料の提出を求める

ことができるものとします。

5. 入会申込手続が完了した会員は、会員料金を所定の方法で支払うものとします。

第6条（会員情報の登録と変更）

1. 本規約第5条に基づく入会申込時に登録した情報は、本施設の会員管理システムに登録されます。
2. 登録されている会員情報に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で変更の申請を行うものとします。もし会員が変更申請をしなかったことで、何らかの不利益を被ったとしても、運営管理者は一切の責任を負いません。
3. 運営管理者は、会員が入会時及び登録情報の変更時に登録した情報を適切に取扱うものとします。

第7条（サービス）

1. 運営管理者は、会員に対し次の各号に掲げるサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）の全部又は一部を提供します。会員は、利用申込時に選択した料金プランに応じて本サービスを利用できるものとします。
 - (1) コワーキングサービス（ドロップイン、一般マンスリー、法人）
 - (2) ミーティングルーム
 - (3) キッチンスペース
 - (4) 無線LAN
 - (5) セミナー・イベント・ワークショップの参加
 - (6) オンラインコミュニティ・ビジネスチャットの利用
 - (7) オプションとして次に掲げるサービス
 - ① コピーやプリント等を行うことができる複合機
 - ② 郵便物保管サービス
 - ③ 法人登記サービス
 - ④ ミーティングルーム
 - ⑤ ロッカー
2. 利用者が運営管理者の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合のトラブル等については、運営管理者は一切の責任を負わないものとします。
3. 運営管理者が主催するイベント、セミナー等の開催等により、本サービスの全部又は一部の利用を制限することがあります。その場合、運営管理者は、通知又は公表その他当社が適当と認める方法により、告知するものとし、その期間本サービスを利用できないことに関して、運営管理者が定める会員料金及び所定のオプション料金（以下「利用料金」といいます）の払い戻し等を行いません。
4. ロッカーおよび本施設内における会員等の所持品の管理は、会員等の責任において行う

ものとし、本施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、運営管理者は一切の責任を負いません。

5. 本サービスの内容は変更することがあります。この場合、通知又は公表その他運営管理者が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。

第8条（利用料金・諸費用）

1. 会員は、本サービスを利用することの対価として、会員が選択した料金プラン毎に定められた利用料金（以下「利用料金」といいます。）を支払うものとし、
2. 会員は、運営管理者が定める期日までに、利用料金を支払うものとし、
3. 運営管理者は、会員種別の改廃又は利用料金の額、支払方法または支払日を変更できるものとし、別途運営管理者が指定する方法により会員に通知するものとし、
4. 会員が料金プランの変更を希望する場合、変更を希望する前々月 25 日（ただし、別途運営管理者が異なる期限を定めるときは、当該期限）までに、運営管理者に変更の申し込みを行うものとし、変更の手続き完了をもって料金プランの変更が完了し、変更後の料金プランに応じた本サービスを利用することができるものとし、
5. 入会日が月の途中である場合には、当月の会員料については、日割り計算（10 円未満切捨て）とします。
6. 運営管理者は、会員が利用料金等の支払を遅延したとき、当該利用料金等の残金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率 14.6%（1 年を 365 日として日割計算）の遅延損害金を請求することができるものとし、
7. 利用料金は、本施設の利用状況に関わらず、退会の手続きが完了するまで発生します。

第9条（退会）

1. 退会を希望する場合、会員は所定の方法で申請するものとし、
2. 会員は、退会希望月の 25 日までに退会の申請及び所定の手続きを行い、運営管理者が受理することにより退会希望月の末日に退会することができます。
3. 退会申請後も、退会日までの期間は本施設を利用できます。ただし当該期間における本施設の利用の有無に関わらず、利用料金等の日割り計算は行わず、利用料金等の全額を支払うものとし、（既に支払い済みの利用料金等は返金できません）。
4. 会員は、未払いの利用料金等がある場合は、退会手続き（本規約第 11 条及び第 12 条による除名、会員資格喪失を含みます）が完了していても支払い義務を負うものとし、
5. 退会希望月の 25 日を超えて退会の申請をした場合は、退会希望月の翌月末時点における退会となり、退会までの利用料金等の支払いの義務を負うものとし、
6. 運営管理者が指定する料金プランを利用中の会員であって、かつ本店登記をしている会員が退会手続きを希望する場合には、本店移転登記が確認できる商業及び法人登記事項証明書（発行日から 1 ヶ月以内のもの）を提出しなければなりません。当該証明書の添

付がない場合、または別の住所への移転が確認できない場合、退会処理を行うことはできません。

7. 法人登記会員の最低利用期間は3カ月とし、その他の会員の最低利用期間は1カ月とします。なお、最低利用期間内に解約を希望する場合は、最低利用期間満了月までの利用料金を一括でお支払いいただくことにより退会することができます。

第10条（会員資格の譲渡、貸与）

1. 会員は、いかなる場合も、自己の会員資格を第三者に譲渡・貸与又は担保に供することはできません。

第11条（会員資格の停止処分）

1. 会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、運営管理者は、その任意の裁量により、事前の催告なく、第2項に定める方法により、当該会員資格を停止することができるものとします。また停止処分を受けた会員は、その後本施設に立ち入ることができないものとします。
 - (1) 本規約又は別途定める利用規約等に違反したとき。
 - (2) 本サービスを不正な目的で利用したとき
 - (3) 本施設の秩序を乱したとき
 - (4) 利用料金等の滞納金額が2か月分に達したとき
 - (5) 他の会員又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき
 - (6) 入会に際して運営管理者に虚偽の申告をしたとき
 - (7) 反社会的勢力等であることが判明したとき
 - (8) 他の会員又は第三者に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
 - (9) その他、運営管理者が会員として相応しくないと判断したとき。
2. 前項の会員の除名は、本規約第6条によって登録された住所宛に除名通知書を発送する方法によるものとします。
3. 除名された会員は、除名と同時に会員としての一切の権利、特典を失います。
4. 運営管理者が、第1項に基づき会員を除名する場合、運営管理者は、除名された会員に対して既に支払われた利用料金等について一切返金致しません。

第12条（会員資格喪失）

1. 会員は以下のいずれかの事由に該当する場合に会員資格を喪失します。
 - (1) 退会
 - (2) 資格停止

- (3) 死亡
- (4) 法人である会員の破産、民事再生、会社更生、特別清算手続開始、合併によらない解散等
- (5) 本施設の閉業
- (6) 相当期間にわたり、本施設及び本サービスを利用しなかった場合
- (7) その他、運営管理者が必要と判断した場合

第 13 条（会員外利用者）

1. 会員は、業務上の打合せを目的として会員外の方（運営管理者が会員の同伴者として本施設の利用を認め、かつ本規約及び利用規約等に同意いただいた方に限ります。以下「会員同伴者」といいます）を本施設に入場させることができます。
2. 会員同伴者ではない会員外の方も、運営管理者が本施設の利用を認め、かつ本規約及び利用規約等に同意いただいた方（以下「特別利用者」という）に限り、当施設に入場することができます（以下、会員同伴者と特別利用者を総称して「会員外利用者」といいます）。
3. 会員外利用者は、本規約及び利用規約等に基づき会員が負う義務と同様の義務を負うものとし、会員外利用者の責めに帰すべき事由により運営管理者や第三者が損害を被った場合、会員外利用者及び当該会員外利用者を同伴した会員はその損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第 14 条（損害賠償）

1. 会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設並びに本施設の設備等を破損・紛失した場合、直ちに運営管理者に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用及びこれに伴う損害を賠償するものとします。
2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により運営管理者又は他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第 15 条（禁止事項）

1. 運営管理者は、会員に対し、本施設を利用するにあたり、本施設内での、次の各号に掲げる行為を禁止します。また、本規約および次の各号の定めの一つに違反した場合（これら規約等に定めが無くとも、本サービスの利用に際し、運営管理者または他の利用者に対する迷惑行為があると運営管理者が判断した場合も含みます。）に、違反の是正を求めたにも関わらず、相当期間内に当該会員がその違反を是正しないときには、当該会員の資格を剥奪し、当施設からの退去を求めることができます。
- (1) 事前に運営管理者の承諾を得ることなく撮影すること
 - (2) 盗聴、データの盗難などの不正な行為をすること

- (3) 本施設内で、運営管理者の事前の許可なく TV、インターネット放送、パソコン、スマートフォンその他再生機器等により音を出すこと。また、電話・スカイプ・打ち合わせなどの際、他の会員の作業を妨げる音を出すこと
- (4) 席の確保その他理由の如何を問わず、本施設内で荷物のみを長時間放置すること
- (5) 居座りや物品の放置等による不当な占有行為
- (6) ねずみ講・マルチ商法・宗教等への勧誘を目的とした活動を行うこと
- (7) 本施設内での動物の飼育や持ち込み
- (8) 許可された場所以外での飲食
- (9) 飲酒、喫煙（飲酒については、イベント等の開催において運営管理者が許可した場合はこの限りではありません。）
- (10) 反社会的勢力（第 25 条第 1 項において定義します。）を本建物・本施設内に出入りさせること
- (11) 他の会員、従業員、運営管理者その他第三者を誹謗、中傷すること。また、第三者に対する暴行行為、威嚇行為等、不快感又は危険を及ぼす行為。
- (12) 許可なく看板、ポスター等を設置（一時的な設置を含む。）すること
- (13) 発火物や危険物等の持ち込み
- (14) 本施設内の什器・備品類等の持ち出しや落書き等
- (15) 公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為
- (16) 正当な理由なく運営管理者の指示に従わないこと
- (17) その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為

第 16 条（本施設内の変更等）

1. 運営管理者は、以下のいずれかの事由により、事前に告知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供の停止や利用制限を行う場合があります。この場合、会員に発生した損害に対し当施設は一切の責任を負いません。
 - (1) 設備の保守、点検、本施設内の改装、設置位置の変更、修理などを行う場合
 - (2) 火災・停電等の事故により本サービスの提供ができない場合
 - (3) 天変地異、疫病その他の不可抗力事由に基づき、本サービスの提供が不能な場合
 - (4) 行政の指導、法令の定め等の事由により本サービスを提供することが適切でないと判断した場合
 - (5) その他、運営管理者が合理的と判断する事由が生じた場合
2. 本施設を休館、一時閉鎖する場合、通知又は公表は運営管理者が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第 18 条（運営の終了）

1. 経営上の事情その他運営管理者において運営が困難と運営管理者が判断した場合には、運営管理者は本施設の運営の全部または一部の終了をすることができるものとします。
2. 前項の運営終了の場合、当該終了日から2か月前までに会員に通知するものとします。
3. 会員は、運営管理者に対して、その事由・名目に拘らず、固定席及びロッカー等の明け渡しに要する諸費用の償還または移転料・立退料等の請求をすることはできないものとする。

第19条（守秘義務）

1. 会員は、本サービスの利用に関連して知り得た情報、その他機密に属すべき一切の事項を第三者に開示・漏洩させてはなりません。また、これによって他の会員に生じた損害について本施設は一切の責任を負いません。

第20条（著作権等）

1. 本サービスの提供にあたり運営管理者が会員及び本施設の利用者に提供した情報、写真、その他の著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利等を含む、以下同じ）、その他一切の権利については、運営管理者若しくは著作物の著作者又は権利者に帰属するものとします。会員は、当該著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案及び翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に違反し問題が生じた場合、会員は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、運営管理者及び第三者に一切の迷惑又は損害を与えないものとします。

第21条（反社会的勢力等の排除）

1. 会員は、自己及び本施設を利用する者が、次の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および、本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点として使用しないこと運営管理者に確約します。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれらの団体に属している者、その他本物件の存する都道府県の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人（これらの団体もしくはその構成員または個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - (2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (3) 前各号の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全

に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない)、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者

- (4)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者
- (5)「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者
- (6)「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者
- (7) 前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人

2. 会員は、合理的な拒否事由がない限り、前各項に定める事項に関する運営管理者又は運営管理者の指定する者による調査に協力するものとし、運営管理者からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を運営管理者に提供します。また、会員は、当該調査のために運営管理者に提供した会員に関する情報（個人情報を含むがこれに限りません。）を運営管理者が第三者に提供すること（会員の個人情報については個人情報の保護に関する法律に則り適法な方法に限ります。）を、あらかじめ異議なく承諾します。

3. 会員は、本施設の利用申し込みおよびその履行に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に定める事項を行わないことを、運営管理者に対して確約します。

- (1) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (2) 虚偽の風説を流布または偽計もしくは威力を用いて、運営管理者の信用を毀損し、または運営管理者の業務を妨害する行為

第22条（個人情報の取扱いについて）

1. 運営管理者は、申込者様から提供を受けた個人情報および法人情報について当社の個人情報保護方針に沿って適切に扱うこととします。

2. お客様の個人情報は、次の目的に利用いたします。

- (1) 提供する商品・サービス等に関する支援やアフターケアを行うため
- (2) 商品・サービス等を提供する上で必要となる、お客様との連絡を行うため
- (3) 提供する商品・サービス等の改善を目的とした分析を行うため

3. お客様の個人情報は、次の場合以外には外部の第三者へ開示・提供いたしません。

- (1) 運営管理者と個人情報の保護に関する契約を締結した業務委託先が、運営管理者に代わり個々の業務を遂行する上で必要がある場合
- (2) 個人情報を集積または分析し、個人の識別・特定ができない形式の統計的情報に加工して、その情報を開示・提供する場合
- (3) 法令または裁判所その他の政府機関により、適法に開示を要求された場合

- (4) その他、特定目的のために個人情報を開示・提供することについて、お客様から同意を得た場合
4. 運営管理者の業務の全部又は一部を委託するために、運営管理者の外部の委託先に個人情報の取扱いを委託することがあります。その際、運営管理者は、個人情報を保護するための管理体制を整備・運用していることを条件として委託先を厳選した上で、個人情報の保護に関する契約を当該委託先と締結することにより、お客様の個人情報を厳格に管理・保護しています。
 5. ご本人から個人情報に関する開示・訂正・利用停止等の求めがあった場合は、運営管理者の規定に従いそれに応じます。
 6. 会員は、運営管理者が本施設内にセキュリティカメラを設置し、撮影した映像を、一定期間保存後、削除することに同意するものとします。
 7. セキュリティカメラで撮影した映像は、以下の利用目的により使用する場合があります。
 - (1) 本施設内における本規約に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
 - (2) 本施設の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
 - (3) 本施設内における遺失物等の有無の確認

第 23 条 (免責事項)

1. 運営管理者は、次の各号に掲げる事由により会員が被った損害については、その責を免れるものとします。
 - (1) 会員の荷物・貴重品・電子データ等の紛失・盗難・破損または汚損等
 - (2) 本建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
 - (3) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
 - (4) 他の会員その他の第三者の責に帰すべき事由
 - (5) 本施設の満席、満室による、会員の本施設の利用の停止
 - (6) 専用サイトや機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等
2. 運営管理者の責に帰すべき事由により会員または本施設を利用した者に生じた損害を賠償する場合であっても、運営管理者は、特別損害、間接損害、逸失利益を賠償する責任を一切負わないものとします。

第 25 条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本規約及び利用規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 当施設と会員等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定 2023 年 8 月 14 日